

1 宮城県地域医療計画（計画期間：令和6年度から令和11年度まで（6年間））中間見直しについて

- （1）根拠

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定に基づき、3年毎に行う都道府県の医療計画の変更（中間見直し）

（2）見直しの方向性

国の社会保障審議会医療部会等により示された方向性及び「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」に基づき見直しを行う。

2 見直しの内容

● 第3編 第2節 基準病床数

令和8年を設定時期とした基準病床数（4,618床）から、**令和11年を設定時期とした基準病床数（4,348床）に修正する。**

● 第5編 第2章 主要な疾病・事業ごとの医療提供体制の確保（「第5節 精神疾患」、「第6節 救急医療」、「第7節 災害医療」）

